

# 令和6年度 第1回 恵庭市自殺対策ネットワーク会議

日 時：令和6年8月8日（木）15:00～16:30

会 場：恵庭市民会館 視聴覚室

---

## 次 第

開 会

委嘱状交付

市長挨拶

会長および副会長の選出

議事

1. 「いのち支える恵庭市自殺対策計画」について 資料1
2. 恵庭市における自殺の状況 資料2 資料3
3. 基本施策ごとの事業の実施状況 資料4
4. 令和6年度 事業計画 資料5
5. 現行計画の評価と第2次いのち支える自殺対策計画について 資料6 資料7
6. その他

閉 会



## 恵庭市自殺対策ネットワーク会議設置要綱

### (設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、恵庭市における自殺対策についての計画の策定及び総合的な自殺対策の推進を図るため、恵庭市自殺対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 ネットワーク会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 恵庭市の自殺対策についての計画の策定に関し、意見を述べること。
- (2) 自殺対策の推進及び評価に関すること。
- (3) その他自殺対策の推進のために市長が必要と認めること。

### (組織及び任期)

第3条 ネットワーク会議は、20名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる団体のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、任期中に委員が交代するとき補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 ネットワーク会議に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総括し、ネットワーク会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 会長は、ネットワーク会議を招集し、議長を務める。

- 2 ネットワーク会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

### (事務局)

第6条 ネットワーク会議の庶務は、保健福祉部保健課において処理する。

### (報酬等)

第7条 委員には、報酬、旅費等を支給しないものとする。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成30年7月1日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、令和6年7月1日から実施する。

別表（第3条関係）

領 域	団 体 名
教育機関	恵庭市教頭会
	北海道恵庭北高等学校
	北海道恵庭南高等学校
	北海道文教大学附属高等学校
	学校法人鶴岡学園 北海道文教大学
	産業技術学園 北海道ハイテクノロジー専門学校
医 療	恵庭市医師会
	医療法人盟侑会 島松病院
	特定医療法人修道会 本田記念病院
地域・団体	恵庭市民生委員児童委員連絡協議会
	恵庭市社会福祉協議会
労 働	恵庭商工会議所
	千歳公共職業安定所
	恵庭工業クラブ
高齢者	恵庭市地域包括支援センター
障がい者	恵庭市障がい者総合相談支援センター
警察	札幌方面千歳警察署
消防	恵庭市消防署
保健	北海道石狩振興局保健環境部千歳地域保健室

# 恵庭市自殺対策ネットワーク会議委員 推薦依頼機関・団体

任期:令和6年7月1日～令和8年6月30日

区分	推薦依頼団体	役職	氏名	新任/再任
教育機関	恵庭市教頭会	副会長	野上 秀樹	新
	北海道恵庭北高等学校	校長	辻 芳恵	新
	北海道恵庭南高等学校	教頭	佐藤 公敏	新
	北海道文教大学附属高等学校	養護教諭	森田 百花	新
	北海道文教大学	教授	大川 浩子	新
	北海道ハイテクノロジー専門学校	教務部長	早坂 正利	新
医療	恵庭市医師会	理事	小野澤 淳	再
	島松病院	医療相談課長	淵野 貴史	再
	本田記念病院	医療相談室長	益田 哲彦	再
地域・団体	恵庭市民生委員児童委員連絡協議会	副会長	吉田 正	再
	恵庭市社会福祉協議会	事業推進課長	長政 亨	再
労働	恵庭商工会議所	専務理事	中川 淳一	新
	千歳公共職業安定所	統括職業指導官	伊瀬谷 泰輝	新
	恵庭工業クラブ	常任幹事	駒宮 知之	再
高齢者	恵庭市地域包括支援センター	社会福祉士	八巻 結香	新
障がい者	恵庭市障がい者総合相談支援センター	相談支援専門員	瓜谷 寿恵	新
警察	札幌方面千歳警察署	生活安全課係長	三浦 典朗	再
消防	恵庭市消防署	救急課長	高野 純一	新
保健	石狩振興局保健環境部 千歳地域保健室 (千歳保健所)	健康推進課長	森下 恵子	新

## [事務局]

保健福祉部長	伊東 雅彦
保健センター長	足立 重敬
保健課長	須貝 尚文
健康推進・食育 担当主査	庄林 里枝子
同スタッフ	大橋 香
同スタッフ	大瀬戸 響



## 1. 「いのち支える 恵庭市自殺対策計画」について

### (1) 計画策定の趣旨

国では、令和4年10月に自殺対策基本法に基づく自殺対策の指針「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。我が国の自殺数は平成22年以降10年連続で自殺者数は減少していましたが、令和2年から増減しながら、令和5年度は前年を下回ったものの、依然2万1千人を超える状況となっています。恵庭市においても自殺者数が増加している状況を踏まえ、関係施策との有機的な連携を強化し、さらなる対策の推進に取り組む必要があります。そして国の新たな自殺総合対策大綱を踏まえ、「第2次いのち支える 恵庭市自殺対策計画」の策定に向けて、誰も自殺に追い込まれることのない社会をめざして自殺対策の推進を図ります。

### (2) 基本理念

誰もが健康で安全安心に暮らし、  
誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを目指す

### (3) 基本方針

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策を展開する
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策を効果的に連動させる
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する
- (5) 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働する

### (4) 数値目標

平成27年における自殺死亡率 18.9 を令和8年までに30%以上減少させ※自殺死亡率 13.2 とすることを長期的な目標とし、計画期間(令和元年度～令和5年度)の5年間に自殺死亡率を、「減少傾向」とすることを目標とします。

	策定時	現状値	目標値	長期的目標値
年度	平成27年	令和5年	令和元年～令和5年	令和8年
自殺死亡率	18.9	24.22	減少傾向	13.2

出典：厚生労働省自殺対策室 地域における自殺の基礎資料(平成27～令和5年確定値[自殺日・居住地])

※自殺死亡率とは：地域における自殺者数を人口10万人あたりの自殺者数に換算したもの

## (5) 次期計画について

「いのち支える恵庭市自殺対策計画」は、現行の国の健康増進計画（健康日本21）の終期が令和4年度から令和5年度に1年延長されたことを受けて、「恵庭市第2次健康づくり計画」と合わせ、終期を令和6年度、次期計画を令和7年度としました。

令和5年度は健康づくり・食育に関する市民アンケート調査を実施し、令和6年度は次期計画を策定します。

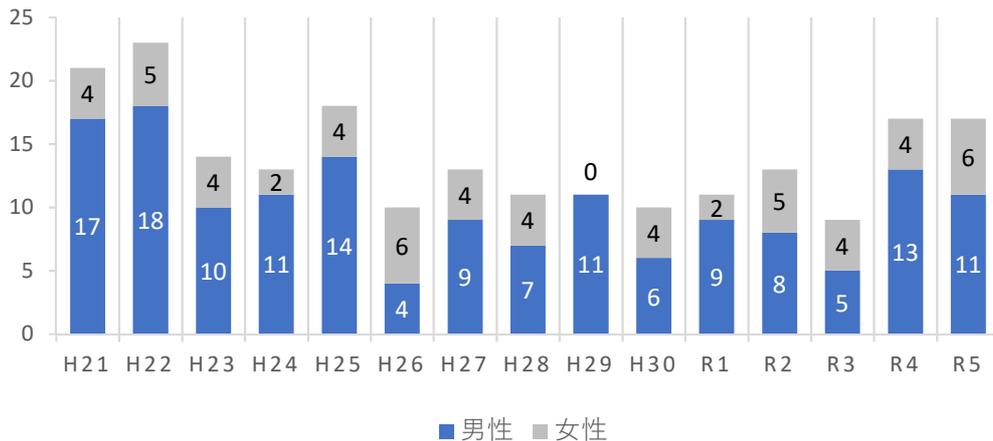
(計画期間)									
計画の名称	～2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	～H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
(国)健康日本21(第2次)	平成25年度～令和4年度							期間延長 ～令和5年度	
(道)すこやか北海道21 (改訂版)	平成25年度～令和4年度							※現在のところ 情報なし	
(市)恵庭市健康づくり計画 (第2次)	平成30年度～令和5年度							期間延長 ～令和6年度	
(市)恵庭市食育推進計画 (第3次)	平成30年度～令和5年度							期間延長 ～令和6年度	
(市)恵庭市自殺対策計画 (第2次)	令和元年度～令和5年度							期間延長 ～令和6年度	
※現計画は、国の「健康日本21(第2次)」及び「食育推進基本計画(第3次)」 「自殺総合対策大綱」を踏まえ策定した「恵庭市総合計画(第5期)」の分野別計画である。									

## 2. 恵庭市における自殺の状況

## (1) 自殺者数の状況

自殺統計に基づく恵庭市の自殺者数は、令和元年～令和5年の直近5年間で、合計67人となっています。恵庭市の自殺者数は、平成25年に増加はあったものの平成22年をピークに概ね減少傾向にありました。令和5年は前年度と同じく17人で、平成25年度に近い数字となっています。

## (人) 男女別自殺者数の推移

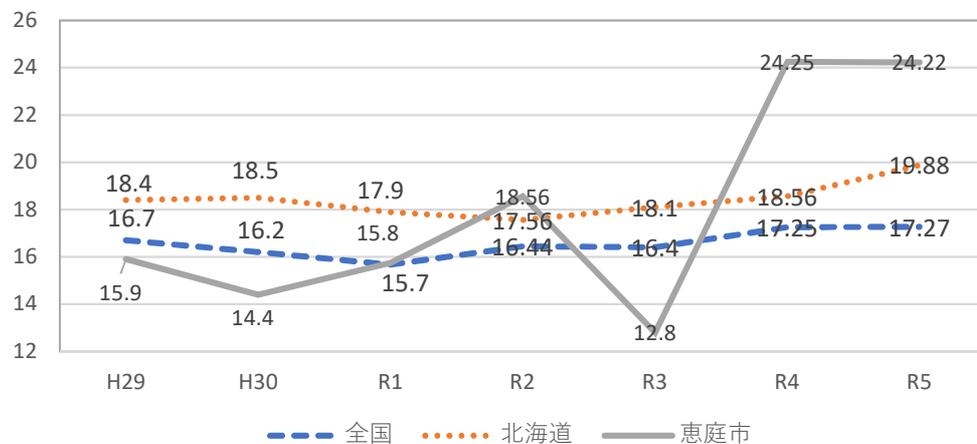


資料:厚生労働省自殺対策室 地域における自殺の基礎資料(平成21～令和5年 確定値[自殺日・住居地])

## (2) 自殺死亡率の状況

自殺死亡率は、平成29年・平成30年は全国・北海道を下回っていましたが、自殺者数の増加した令和2年は全国・北海道よりも高い水準となり、令和3年度は低い水準となりましたが、令和4年度以降は全国、北海道よりも高い値となっています。

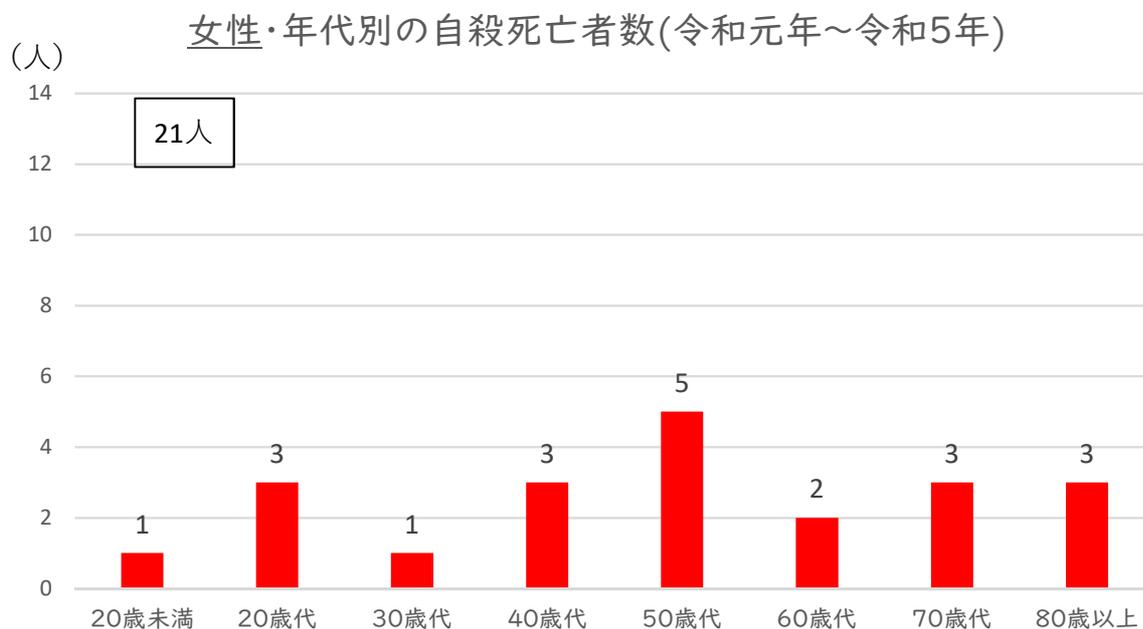
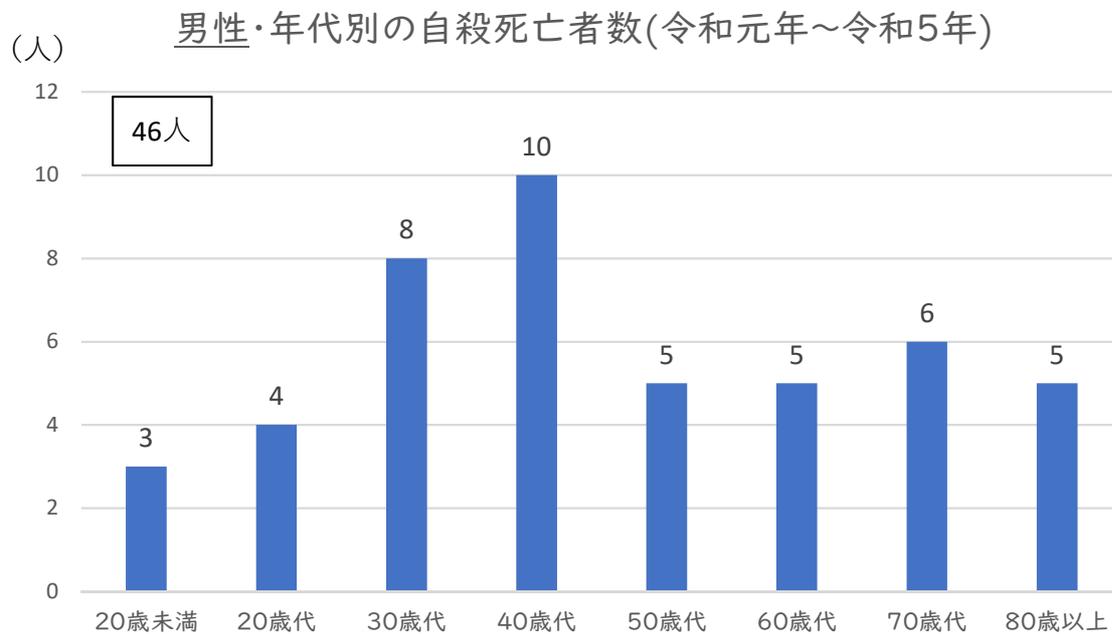
## (人) 自殺死亡率の推移(人口10万人対)



資料:厚生労働省自殺対策室 地域における自殺の基礎資料(平成29～令和5年 確定値[自殺日・住居地])

### (3) 男女別・年代別の自殺死亡数

男女別・年代別の自殺死亡者数では、令和元年～令和5年の5年間を合計すると男性で40代が多いのが特徴となっています。女性では50歳代が多く、次に20歳代・40歳代・70歳代・80歳代以上が同数となっています。



資料:厚生労働省自殺対策室 地域における自殺の基礎資料(令和元～令和5年 確定値[自殺日・住居地])

【北海道恵庭市】

(行政区コード：012319)

推奨される重点パッケージ

重点パッケージ	高齢者 生活困窮者 勤務・経営
---------	-----------------------

- ・「推奨される重点パッケージ」は下記「地域の自殺の特徴」の上位3区分の自殺者の特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に「子ども・若者」、「勤務・経営」、「生活困窮者」、「無職者・失業者」、「高齢者」の中から選定している。「ハイリスク地」や「自殺手段」と記載がある場合は、次頁の「地域の自殺の特性の評価」で当該指標が全国で上位10%以内(☆☆)であったことを示す。
- ・「推奨される重点パッケージ」は過去5年の合計に基づいており、経年的な推移(過去5年の増加傾向等)は考慮していない。
- ・地域における優先的な課題となりうる施策について検討する際は、まず目安として「推奨される重点パッケージ」を確認いただき、その上で次頁の「地域の自殺の特性の評価」(人口10万人あたりの自殺死亡率(以下、(人口10万対)と標記)等の数値の全国の市区町村中における相対的な高低をもとに評価している)等、地域自殺実態プロフィールの他の詳細データ等を勘案していただきたい。

■ 1 地域の自殺の特徴

- ・北海道恵庭市(住居地)の2018~2022年の自殺者数は合計60人(男性41人、女性19人)であった(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)より集計)。

表1-1 地域の主な自殺者の特徴(2018~2022年合計)〔公表可能〕 <個別集計(自殺日・住居地)>

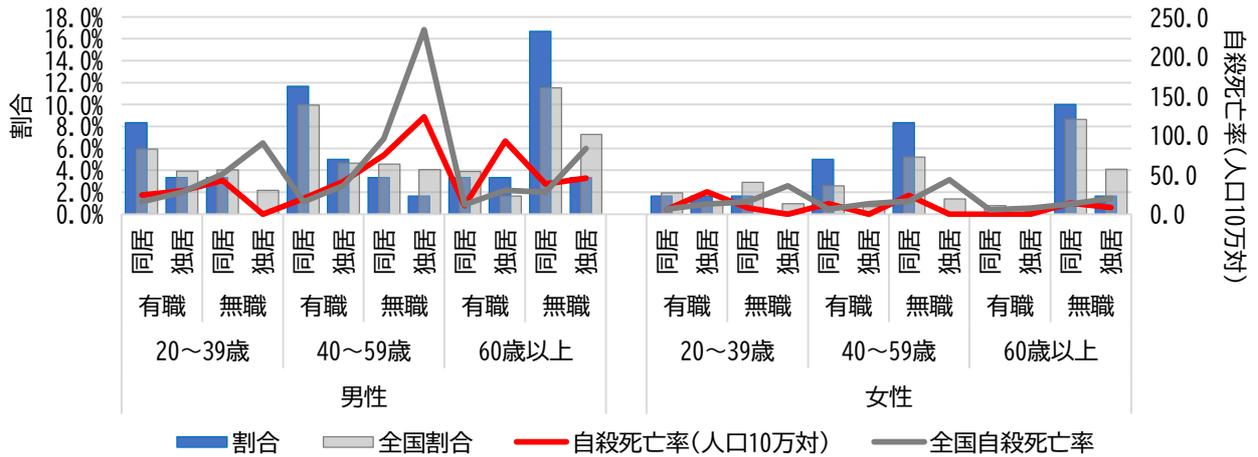
自殺者の特性上位5区分	自殺者数(5年計)	割合	自殺死亡率*(人口10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性60歳以上無職同居	10	16.7%	38.3	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:男性40~59歳有職同居	7	11.7%	19.7	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:女性60歳以上無職同居	6	10.0%	14.4	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位:男性20~39歳有職同居	5	8.3%	24.1	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
5位:女性40~59歳無職同居	5	8.3%	23.5	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺

資料：警察庁自殺統計原票データをいのち支える自殺対策推進センター(以下、JSCP)にて個別集計・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

\* 自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したもの。

\*\* 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの(詳細は付表の参考表1参照)。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意いただきたい。

図1-2 地域の自殺の概要 (2018~2022 年合計) 【公表可能】 <個別集計 (自殺日・住居地)>



(数表は付表1及び2を参照)

資料：警察庁自殺統計原票データを JSCP にて個別集計

## ■ 2 地域の自殺の特性の評価

表2-1 地域の自殺の特性の評価 (2018~2022 年合計)

	指標値	ランク
総数*1)	17.2	-
男性*1)	24.1	-
女性*1)	10.6	-a
20歳未満*1)	6.4	★★a
20歳代*1)	17.5	-a
30歳代*1)	15.4	-
40歳代*1)	19.5	-a
50歳代*1)	24.2	★a
60歳代*1)	14.8	-
70歳代*1)	17.1	-
80歳以上*1)	30.5	★a
若年者(20~39歳)*1)	16.4	-
高齢者(70歳以上)*1)	22.8	★a
ハイリスク地*3)	103%/+2	-
勤務・経営*2)	19.1	★a
無職者・失業者*2)	23.4	-
自殺手段*4)	30.0%	-

\*1) 地域における自殺の基礎資料に基づく自殺死亡率(人口10万対)。

\*2) 個別集計に基づく20~59歳における自殺死亡率(人口10万対)(公表可能)。

\*3) 地域における自殺の基礎資料に基づく発見地÷住居地(%)とその差(人)。

\*4) 地域における自殺の基礎資料または個別集計に基づく首つり以外の自殺者の割合(%)。自殺手段関連資料(p.6)参照。

・ランク欄に「a」と表示されている場合は、自殺者1人の増減でランクが変化することを示す。

・指標値欄に「\*」と表示されている場合は、指標を算出していないことを示す。

ランクの標章(詳細は付表の参考表2及び3参照)

ランク	
★★★/☆☆	上位10%以内
★★/☆	上位10~20%
★	上位20~40%
-	その他
**	評価せず

※ 全国の市区町村における当該指標値に基づく順位を評価した。

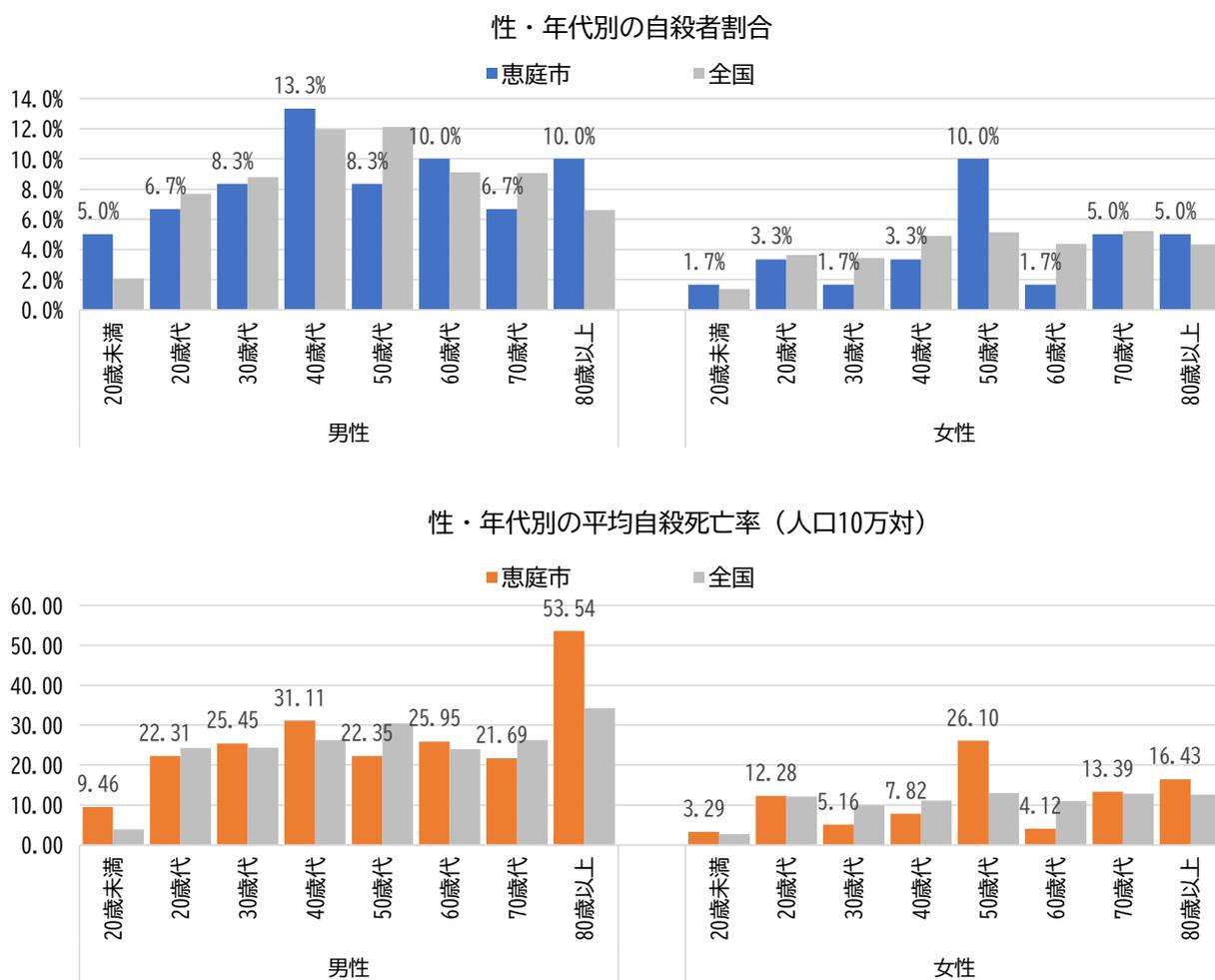
### ■ 3 全般的な状況

表3-1 自殺者数および自殺死亡率の推移 (2018~2022年)

	2018	2019	2020	2021	2022	合計	平均
自殺統計(自殺日・住居地) 自殺者数	10	11	13	9	17	60	12.0
自殺統計(自殺日・住居地) 自殺死亡率	14.38	15.75	18.56	12.84	24.25	-	17.16
人口動態統計 自殺者数	11	13	15	7	18	64	12.8

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」及び厚生労働省「人口動態調査」保管統計表 都道府県編

図3-2 性・年代別の自殺者割合及び平均自殺死亡率 (2018~2022年) <地域における自殺の基礎資料(自殺日・住居地)>



(数表は付表3ないし5を参照)

- ・性・年代別の自殺者割合は、全自殺者に占める割合を示す。

## ■ 5 勤務・経営関連資料

表5-1 職業別の自殺の内訳 (2018~2022年合計) [公表可能] <個別集計(自殺日・住居地)>

職業	自殺者数	割合	全国割合
有職	26	43.3%	38.7%
無職	34	56.7%	61.3%
合計	60	100%	100%

資料：警察庁自殺統計原票データを JSCP にて個別集計

・性・年齢・同居の有無の不詳を除く。

・令和4年1月の自殺統計原票の改訂に伴い職業分類が新しくなったため、これまで「有職者の職業分類」を掲載していたところ、「有職」「無職」の分類へ変更した。

・令和3年12月までの分類に基づく「有職者の自殺の内訳」については別紙「地域自殺実態プロフィール 2023 追加資料3 有職者の自殺の内訳 (2017~2021年合計)」を参照してください。

## ■ 6 高齢者関連資料

表6-1 60歳以上の自殺者数の内訳 (2018~2022年合計) [公表可能] <個別集計(自殺日・住居地)>

同居人の有無		自殺者数		割合		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	5	1	21.7%	4.3%	13.4%	10.0%
	70歳代	2	2	8.7%	8.7%	14.9%	8.4%
	80歳以上	5	1	21.7%	4.3%	11.9%	5.2%
女性	60歳代	1	0	4.3%	0.0%	8.5%	2.8%
	70歳代	3	0	13.0%	0.0%	9.1%	4.3%
	80歳以上	2	1	8.7%	4.3%	7.0%	4.3%
合計		23		100%		100%	

資料：警察庁自殺統計原票データを JSCP にて個別集計

・60歳以上の性・年代・職業(7区分)・同居人の有無別の集計については付表2を参照。

## ■ 7 ハイリスク地関連資料 <地域における自殺の基礎資料(自殺日)>

表7-1 発見地住居地別の自殺者数の推移

	2018	2019	2020	2021	2022	合計	集計 (発見地/住居地)	
							比	差
発見地	12	11	11	11	17	62	比	103%
住居地	10	11	13	9	17	60	差	+2

表7-2 発見地住居地別の自殺者数(年代別)

2018~2022年合計	20歳未満	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80歳以上	不詳	合計
発見地	5	7	7	11	11	6	7	8	0	62
住居地	4	6	6	10	11	7	7	9	0	60



## 3.基本施策ごとの事業の実施状況

## 1) 施策の体系

基本施策	主な取組・事業
(1)地域における自殺対策の取組体制を強化する	①地域における連携・ネットワークの強化 ②特定の問題に対する連携・ネットワークの強化
(2)市民一人ひとりの気づきと見守りを促す	①パンフレットなどの啓発グッズの作成と周知 ②うつ病などについての普及啓発の促進 ③自殺予防週間と自殺対策強化月間の啓発
(3)自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る	①様々な分野におけるゲートキーパーの養成 ②市民に対するゲートキーパー活動の啓発 ③地域保健スタッフの資質の向上
(4)心の健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりを推進する	①職場におけるメンタルヘルス対策の促進 ②地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備 ③学校におけるこころの健康づくり推進体制の整備
(5)適切な精神保健医療福祉サービスの利用を支援する	①相談支援の実施 ②精神医療の提供
(6)社会全体の自殺リスクを低下させる	①地域における相談体制の充実と相談窓口の情報発信 ②失業者などに対する相談窓口の充実 ③生活困窮者への支援の充実 ④妊産婦への支援の充実 ⑤高齢者への支援の充実 ⑥法的問題解決のための情報提供の充実
(7)自殺未遂者の再度の自殺企図を防止する	①医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
(8)遺された人への支援を強化する	①地域の連携推進による包括的な遺族支援の強化
(9)民間団体との連携を強化する	①地域・民間団体との連携と活動支援
(10)子ども・若者の自殺対策を推進する	①児童生徒のsosの出し方に関する教育の実施 ②いじめを苦しめた子どもの自殺の予防 ③若者の抱えやすい課題に着目した支援の充実 ④経済的困難を抱える子どもへの支援の充実 ⑤若者自身が身近な相談者になるための取り組みの推進 ⑥就労に関する相談窓口の充実 ⑦生活困窮者への支援の充実 [再掲]
(11)勤務問題による自殺対策を推進する	①職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ②長時間労働の是正 ③ハラスメント防止の推進 ④経営者に対する相談事業の実施

## 2) 各部署の事業実施状況

### 総務課

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
男女共同参画啓発	男女共同参画週間に合わせパネル展を実施する	・パネル展の実施 期間／令和5年6月23日～6月29日 実施場所／恵庭駅空中歩廊 パネル数／10枚	継続	(6)
男女共同参画審議会	男女共同参画社会を実現するための計画や市主催事業などについて意見を求め、男女共同参画の推進を図る。	回数／1回 日時／令和6年2月8日 内容／男女共同参画基本計画に基づく令和4年度事業実施概要書について、市の附属機関における女性登用について等	継続	(1)
女性のための相談窓口パンフレットの配置	各施設及び各事業へのパンフレットの配置	●市役所・市民会館男子・女子トイレ内に配置 ●成人式の配布物として新成人へ配布	継続	(6)
女性に対する暴力をなくす運動パネル展	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせパネル展を実施する。	期間／令和5年11月12日～11月25日 実施場所／恵庭駅空中歩廊 パネル数／10枚	継続	(6)
生理用品の配布事業	コロナ禍における、経済的な理由等による生理用品の確保が困難な方への支援	●恵庭市つながりサポート女性支援事業 期間／令和5年4月1日～令和6年3月15日 件数／73件	継続	(6) (9)

### 職員課

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
職員の健康管理	職員の健康相談・健診後の事後指導・ストレスチェックなどを実施し、職員の心身の健康管理を行う。	1.健康相談・事後指導 ①産業医相談 ●健診事後・長時間労働関係 6回9人利用(実9) ●精神保健 10回 22人利用(実13) ②保健師相談 ●メンタル 延371件 ●健診事後 延190件 ●健康相談 延76件 ●過重労働 延19件 ●その他 延21件 合計 677件	継続	(4)
		2.ストレスチェック 令和5年9月12日～9月26日 恵庭市役所職員に対してストレスチェックを実施。 【対象者】 556人、受検者 548人(受検率98.6%) 【結果】 ●高ストレス者 72人(13.1%) ●産業医面談 利用者4人(高ストレス者の5.6%) ●集団分析 仕事の負担:98、職場の支援健康リスク93、総合健康リスク91※全国の平均を100として恵庭市は健康問題が生じる可能性が9%低い状態	継続	(4)
職員の研修事業	人材育成基本方針においてメンタルヘルス対策の推進を明記。新規採用職員研修をはじめとする階層別基本研修のカリキュラムにメンタルヘルスを組み込んでいる。職員ひとりひとりが心の健康を維持改善できるよう、基礎知識や対策について理解を深める時間を設けている。	3.健康教育 ●職員向けメンタルヘルス研修(新採用・5年目・10年目・新任管理職)4回実施 ●外部講師によるセルフケア研修 21人参加	継続	(4)

### 生活環境課

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
市民による主体的なまちづくり活動支援	市民活動センターにおいて、市民活動団体の自主的かつ主体的な活動を総合的に支援します。	市民活動センター 来館者数319,215人 各室利用者数84,407人 メール 1,015件 支援備品286件 印刷機器639件 ロッカー7件 展示16件 市民活動団体に対し、活動場所の提供を始め、窓口やメールでの相談も受け付けている。また、まちづくりチャレンジ協働事業の相談も受けている。	継続	(4)
無料法律相談事業	民事トラブルを抱える市民が弁護士等の専門家からアドバイスを受け法律的な解決を目指す行政支援を実施する。	無料法律相談 40回209件を実施 (うち、弁護士相談36回193件、司法書士相談4回16件) 民事トラブルに対して専門家による相談機会を提供することで、解決に向けた支援を行うことができた。	継続	(6)

えにわっこ応援センター

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
恵庭市要保護児童ネットワーク協議会	児童虐待などに関わる地域のネットワークを構築し、関係機関が連携し虐待などの早期発見・支援につなげます	・恵庭市要保護児童ネットワーク協議会 代表者会議 1回 実務者会議 3回 個別ケース検討会議 18回 講演会 1回	継続	(1) (6)
子ども家庭総合支援拠点	子ども家庭支援、要支援児童・要保護児童等への支援業務、要保護児童ネットワーク協議会等関係機関との連絡調整ほか	・相談実績 ・養護相談(虐待) 175件 ・保健相談 7件 ・非行相談 2件 ・その他相談 49件 ・養護相談(その他) 67件 ・障がい相談 108件 ・育成相談 63件 合計 471件	継続	(6)
	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行う家庭児童相談員を2名配置する。	※ R6からは「こども家庭センター(児童福祉)」として継続実施 ※ こども家庭センター(児童福祉)と統合	継続	(6)
	母子保健コーディネーターや保健師が、妊娠期から子育て期の不安や悩み事の相談を受け、必要な情報を提供します。また、支援プランを作成し妊娠・出産・子育てをサポートします。(子育て世代包括支援センター事業)	・セルフプラン 1,188件 ・養育支援プラン 233件 ※ R6からは「こども家庭センター(母子保健機能)」として継続実施	継続	(6)
ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣事業	就業等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣するなど、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。	ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣事業 ・利用者数 1名	継続	(4) (6)
女性のための相談窓口パンフレットの配置	各施設及び各事業へのパンフレットの配置	・市役所、市民会館トイレ、市民活動センター、市内高等学校・専門学校・大学等に配置のほか、成人式の配布物として配布(総務課で実施)	継続	(6)
DVなどの相談窓口	配偶者等からの暴力の相談及び保護施設等の情報提供	・家庭紛争(DV)新規相談件数 11件	継続	(6)
DV等の普及啓発	DVの内容や相談機関について掲載したリーフレット(北海道や関係団体作成)等を公共施設等に配布する。	えにわっこ応援センター窓口に北海道発行のパンフレットを配置	継続	(6)
子どもの生活・学習支援事業	様々な困難や課題を抱える子どもたちが、地域とのつながりを持ち、安心して暮らすことができるよう、基本的な生活習慣の習得や学習支援、食事の提供などを行う地域の居場所づくりを進め、子どもの生活向上を図る。	・恵庭地区・柏地区・若草地区・恵み野地区・島松地区の5か所で生活・学習支援事業委託 ・延べ利用児童数 1,832人 ・開設日数 288日	継続	(6) (10)
各種貸付制度の周知	就学資金や生活資金など母子・父子資金貸付制度に関する情報提供を行います	・各種貸付制度の相談件数 母子福祉資金貸付 129件 寡婦福祉資金貸付 17件 父子福祉資金貸付 5件 生活福祉資金貸付 0件	継続	(10)
妊婦相談	妊娠から切れ目ない相談支援を行い、定期的な妊婦健診の受診を支援する。	交付者数(届出数) 375人、転入者32人 →合計407人	継続	(6)
プレママ相談日	妊娠、出産、育児等に関する相談支援を行う。	定例相談8回(23人、13組)、定例外4回(8人、4組)→合計12回(31人、17組)	継続	(6)
乳児家庭全戸訪問事業	全ての乳児家庭を訪問し、乳児及び産婦へEPDSを含め支援を行う。	347件	継続	(6)
産後ケア事業	出産後早期から育児支援が必要な母親が安心して子育てができるよう、休養の機会の提供や母親の心身のケア、育児支援等を行う。	宿泊型 ・利用者数 延9人、実6人 ・利用泊数 16泊、3延長	継続	(6)
産婦健康診査支援事業	産後2週間及び産後1か月の健康診査のための受診票を交付。健診項目として、問診(育児不安、精神疾患の既往歴等)、エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)を実施。結果に応じて、医療機関等と連携し支援を行う。	・受診人数 349人 ・助成数 548件	継続	(6)

子ども政策課

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
子育て支援センター	子育て家庭に対する育児不安等についての相談、子育てサークル等への支援、地域の子育て情報の提供、乳幼児の子育て家庭間の交流・仲間づくりの場の提供を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っている。	子育て支援センター 市内6か所開設 子育てひろば 年間延べ利用者 25,529人 育児相談 年間相談件数 268件	継続	(4) (6)
ファミリー・サポート・センター事業	地域の人たちの協力を得ながら、仕事と育児を両立させ、安心して働くことができる環境を整備し育児の相互援助活動を行っている。	恵庭市ファミリー・サポート・センター 会員数:947人 依頼会員767人 協力会員131人 両方会員49人 うち病児協力会員28人  年間利用件数 基本預かり 944件 病児・病後児預かり 40件	継続	(4) (6)

子ども発達支援センター

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
相談支援事業 (基本相談)	障がいのある児童・発達支援を必要とする児童及びご家族からの相談対応を行い、必要に応じて関係部署と連携を図る。	○障害児相談支援 計画作成 493件 モニタリング 555件 ○特定相談支援 計画作成 19件 モニタリング 36件	継続	(6)
市町村子ども発達支援センター事業 (発達相談)	子どもの発達相談実施により、二次障がいの予防に努め、必要に応じて関係部署との連携を図る。	○発達支援センター発達相談 110件 ○1歳6か月児健診発達相談 30件 ○3歳児健診 発達相談 41件	継続	(6)
市町村子ども発達支援センター事業 (発達支援推進協議会)	発達障がいについての啓発等を行い、関係部署との連携を図る。	○発達支援推進協議会会議 1回 ○発達講演会 1回	継続	(1)
障害児通所支援	・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援	<延べ利用児童数> ○児童発達支援 3,218人 ○保育所等訪問支援 62人 ○居宅型児童発達支援 15人	継続	(6)

商工労働課

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
働く人のメンタルヘルス相談窓口の紹介	相談内容に合わせた関係機関へ繋ぐ相談窓口の設置	メンタルヘルスに特化した相談窓口は常設していないが、相談内容に合わせた関係機関へ繋ぐ相談窓口を設置している。 ・ジョブガイドENIWA ・連合北海道恵庭地区連合	継続	(6) (10) (11)
就職促進事業	市内企業と求職者のマッチング機会を提供し、就労を支援する事業	①合同企業就職説明会(パート・アルバイト向け・正社員向け) ②採用担当者向けセミナー ③企業情報発信事業(民間求人サイトへの掲載) 上記事業による就職決定者 19名	継続	(6) (10)
就労に関する情報提供	就労に関する相談窓口の情報を提供します。	ジョブガイド恵庭(地域職業相談室)の情報を市及びハローワーク千歳のHPに掲載。 町内会の回覧板の折込チラシとして全戸配布。	継続	(6) (10)
労働問題に関する相談窓口の周知	国や道が設置している相談窓口などの紹介と情報提供を行います。	労働基準監督署などの紹介を市のHPに掲載。	継続	(11)
過労死等防止啓発月間の周知	11月の過労死等防止啓発月間に合わせて、過労死やハラスメントの予防の推進に向けた取組を周知します。	厚労省のリーフレットを商工労働課前の棚に配架	継続	(11)
相談員による相談会の開催	中小企業診断士の資格を有する相談員による起業を始めた相談会の実施	19回、17名に対する相談を行った。 相談により円滑な起業や事業運営につながった。	継続	(11)
起業家支援事業	新規企業に関するセミナーや相談会を開催します。	起業家同士の交流及び情報交換を目的とした座談会を開催した。	継続	(11)
中小企業等振興融資制度	低利の融資斡旋や信用保証制度の利用により、中小企業の経営安定に向けて支援を行う。	新規融資6件、信用保証制度8件の利用があった。 融資等の活用により経営安定に向けた支援を行った。	継続	(11)

## 教育支援課

事業名	事業概要(吉田修正)	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
恵庭市いじめ不登校問題等協議会	児童生徒のいじめや不登校等の問題の対策を講ずるために、関係する機関及び団体の連携を図る。 (恵庭市いじめ不登校問題等対策協議会設置要綱第1条より)	1回開催 委員11名参加 【関係機関】校長会、教頭会、生徒指導協議会、少年補導員会、PTA連合会、民生委員児童委員連絡協議会、青少年育成市民の会、人権擁護委員、千歳警察署、スクールカウンセラー、子ども未来部、未来の会	継続	(1)
スクールソーシャルワーカー活用	児童生徒が置かれている様々な環境に対する効果的な働き掛けを実施するため、スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関等の効果的な連携を図る。(SSW活用事業 事業計画より)	SSW3名任用 市内小中学校の児童生徒、保護者、教職員を対象に、個別相談、学校訪問、家庭訪問等を通して相談体制の充実を図っている。	継続	(10)
スクールカウンセラー活用	児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして市内小中学校に配置し、児童生徒へのカウンセリング、教員・保護者へ助言等を行い、児童生徒の心の悩みの深刻化やいじめ・不登校等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応を図る (SC活用事業実施要綱より)	全小中学校にスクールカウンセラーを配置し、カウンセリングを実施している。	継続	(10)
なかよしさわやかDAY全市交流会	各学校の児童会・生徒会代表等が集い、いじめ問題について情報交換や意見交換を行い、いじめ根絶に向けた取組の充実を図る。	1回開催 市内小中学校の児童生徒47名、教職員26名、附属機関の委員2名参加	継続	(10)
恵庭市生徒指導協議会	事業が市ではなく、生徒指導協議会は恵庭市内の教育関係機関の一つであり、教育支援課はそこに補助金を出している立場です。	8回開催 市内小中学校の生徒指導担当者・警察署員が参加	継続	(10)

## 教育総務課

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
学校職員のストレスチェックの実施	心理的な負担の程度を把握するための検査を実施するとともに、面接が必要な職員には、学校産業医による面接指導を行う。	回数…年2回(7月・12月) 受検者…7月:316人/384人 12月321人/382人 対象…13校(小学校8校・中学校5校)	継続	(4)
就学援助事業	経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒に対し、給食費・学用品費など、学校で必要な経費を一部援助する。	回数…年18回以上 人数…1,007人(準要保護・要保護・特別奨励) 対象…13校(小学校8校・中学校5校)	継続	(10)
高等学校等入学準備金事業	経済的困難のある学生に返済不要(給付型)の資金を支給する。①高校等入学予定者	回数…年1回 人数…104人 対象…5校(中学校5校)	継続	(10)
恵庭市大学奨学金事業	経済的困難のある学生に返済不要(給付型)の資金を支給する。②向学心があり成績優秀な大学進学者	回数…年3回 人数…35人 対象…向学心があり成績優秀な大学進学者	継続	(10)

## 福祉課

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
生活保護	生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。	○令和5年度末現在 ・被保護世帯数:769世帯 ・被保護人員数:992人 ・生活保護率: 14.2%	継続	(6) (10)
被保護者就労支援事業	生活保護受給者の自立支援策の強化を図るため被保護者に対する就労等自立相談支援を行う。	○令和5年度実績 ・事業対象者数:77人 ・事業参加者数:37人 ・就労決定者数:20人	継続	(6)
重層的支援体制整備事業	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する体制を構築することを目的に、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する。	○令和5年度実績 ・重層的支援及びケアラー支援推進事業調整会議:3回 ・恵庭市重層的支援及びケアラー支援検討会:1回 ・ワーキンググループ:3回	継続	(1) (6) (10)

介護福祉課

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
恵庭市包括ケア会議	高齢者等を対象に、介護予防、生活支援の観点から、効果的な介護サービス及び介護予防サービス並びに包括的な地域ケアの総合調整を行うことにより、高齢者の個々のニーズに見合う適切な支援と効果的なサービスを提供することを目的に、包括ケア会議を設置する。	【開催回数】1回 R5.6.28(月)14:00~15:10 【参加人数】32名 【参加機関】介護保険事業所・相談事業所・医療機関等 【会議内容】令和5年度介護福祉課組織体制および所管業務、地域包括ケアシステムの構築に係る令和4年度実績報告、令和5年度認知症普及啓発事業紹介等	継続	(1)
恵庭市SOSネットワーク連絡協議会	認知症のある方等が行方不明になった場合に、地域の関係機関等が連携し、行方不明になった者に係る事故を未然に防止又は早期発見若しくは保護する体制を構築することを目的として、恵庭市SOSネットワーク連絡協議会を設置。	【開催回数】1回 R6.1.19(金)13:30~15:00 【参加人数】40名 【参加機関】介護保険事業所・障がい福祉サービス事業所・警察・郵便局・タクシー会社・医療機関等 【会議内容】R5年度実績報告・模擬捜索訓練報告・認知症についての基礎知識研修等	継続	(1)
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより地域住民の健康医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。	市内4圏域に各1ヶ所設置 社会福祉法人及び医療法人へ委託 【R5年度実績】22,574件(4包括合計)	継続	(4)
介護サービスなどの給付(介護サービス給付に関する事務)	高齢者が適切な介護サービスなどを利用しながら、地域で安心して生活が出来るよう、介護サービスの支給決定を行います。	介護認定審査会の運営、要支援・要介護者に対する介護サービスの提供、介護保険料についての市民周知等を行い、介護保険制度の運営を円滑に進めました。 【審査会】63回開催 審査件数 2,772件 【認定者数】要支援 1,184人 要介護 2,092人 【居宅サービス】1,903人 【施設サービス】317人 【地域密着型サービス】593人	継続	(4) (6)
高齢者虐待防止ネットワーク会議	地域包括支援センター、民生委員などの関係機関で構成する高齢者虐待防止ネットワーク協議会を中心に、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。	【開催回数】1回 R6.2.19(月)13:30~14:30 【参加人数】29名 【参加機関】介護保険事業所・警察・消防・民生委員等 【会議内容】・恵庭市の高齢者虐待の対応状況について	継続	(6)
老人クラブ活動の充実(老人クラブ運営助成事業)	老人クラブ連合会への活動費の助成など。老人クラブへの支援により、高齢者と健康と生きがいづくりなどを推進します。	【クラブ数】28クラブ 【会員数】1,371人 運営費の助成、健康ハイキングや体力測定会などの生きがいづくりとなるような事業を実施。	継続	(6)
高齢者訪問等相談事業	70歳になる市民に対して家庭訪問などを実施し、健康や介護予防に関するアドバイスをを行う。	【支援数】実297名/延297件	継続	(6)
地域介護予防活動支援事業	体力づくりに有効ないきいき百歳体操サポーターを養成し、住民の自主的な活動をサポートします。	サポーター養成講座(住民向け) 実施回数4回(延8回)/養成人数54人	継続	(4) (6)
家族介護者交流事業	在宅で高齢者を介護している家族などに交流の機会を提供し、介護疲れを癒し元気回復をしてもらい、介護力の持続を図る。	合同交流会実施数 4回 参加人数 52名	継続	(6)

障がい福祉課

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
恵庭市障がい者地域自立支援協議会	行政、障がい福祉サービス事業所、当事者団体等、障がい者と関連する機関で構成し、地域において障がい者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステム作りの中核的役割を果たし、関係機関のネットワークづくりを行う。	(定例会) 3回 延128機関 (部会) ・地域つながり部会10回 延79機関 ・子ども部会7回 延71機関 ・しごと部会5回 延51機関 ・そうだん部会6回 延48機関 ・障がい理解促進部会5回 延40機関 (専門プロジェクト) ・障がい者差別解消支援地域協議会1回 17機関 ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムプロジェクト1回 延べ17機関 ・恵庭市医療的ケア児支援協議会2回 延36機関	継続	(1)
障害福祉サービスの給付	自立した日常生活又は社会生活が営めるように訓練等給付を提供する。	令和4年度障がい福祉サービス給付実績 居宅介護:延7058.5時間 延643人 実70人 重度訪問介護:延18,319時間 延32人 実3人 行動援護:延542時間 延119人 実15人 同行援護:延1,964時間 延215人 実22人 療養介護:延1,971日 延65人 実6人 生活介護:延45,485日 延2,517人 実205人 短期入所:延1,652日 延254人 実46人 施設入所:延31,096日 延1,208人 実91人 共同生活援助:延49,243日 延1,702人 実154人 宿泊型自立訓練:0人 自立訓練費(機能訓練):延91日 延9人 実1人 自立訓練費(生活訓練):延86日 延5人 実1人 就労移行支援:延2,099日 延129人 実37人 就労継続支援(A型):延14,183日 延767人 実83人 就労継続支援(B型):延52,627日 延3,294人 実313人 計画相談:延1,335人 実562人	継続	(4) (6)
医療と保健分野の連携	精神疾患による医療受診希望者と医療機関の調整や、退院後の生活支援に必要な調整など、連携を行います	●精神障害者保健福祉手帳交付数(令和5年度) 569件(1級:48件 2級:301件 3級:214件 18歳未満6件) ●自立支援医療費(精神通院医療)受給者証申請実績(令和5年度) 2,086件 <内訳> 新規:315件 更新:1,229件 変更・追加:205件 再交付: 29件 変更届:308件(障がい福祉課)	継続	(5)
障がい者虐待防止センター	障がい者虐待の防止と虐待発生時の対応を行う。	(通報・届出の受理)2件 (相談・指導)14件 (周知・啓発)2回	継続	(6)
恵庭市障がい者総合相談支援センター	障がい者が安心して生活をおくれるよう、相談に対応する総合窓口として、障がい者総合相談支援センターを設置します。	相談件数 延 5,197件	継続	(4) (5)

恵庭市教頭会

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
自己防衛力向上プログラム	いじめなどの問題に対して、自己発信による対応力を高めるためのプログラムを行います。	・小学校では、子どもたちが、いじめ、偏見、暴力、わいせつ行為、誘拐、虐待、不審者対策、性暴力などの様々な言葉を含めた暴力から自分のからだを守るための「生きる力（自己防衛力）」向上を目指すことをねらいとし、「CAP教育プログラム」を実施し、安全教育に取り組んでいる。 ・他者理解に向け、学校生活における望ましい学級集団作りと人間関係作りを日常的に行っている。また、今日的課題であるネットにおける誹謗中傷など情報モラル教育を外部講師も活用しながら行っている。 ・子ども理解支援ツール(ほっと)や学級満足度調査 (QU)、その他アンケートの実施により定期的な実態把握と相談しやすい環境づくりを行っている。 ・SC等とも連携し、SOSの出し方に関する教育を実施している。	継続	(10)
みんなでいじめの問題を考える日	・各学校において、児童会・生徒会・各委員会などで工夫を凝らした独自の集いを企画し、実施する。 ・集会では、いじめ防止宣言文を採択し、それを校内や教室に掲示するなど、児童生徒の意識の高揚を図る。	・「なかよしさわやかDAY」が開催され、多くの生徒が参加できた。いじめ問題についての実践発表やグループ協議などを通して理解を深めた。 ・各校において、交流やいじめ撲滅評語作成など、いじめ問題に生徒一人ひとりが向き合い、いじめ防止に対する意識を高めた。	継続	(10)

恵庭北高等学校

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
教育相談	1 担当者やスクールカウンセラーによる相談活動と担任・学年との情報共有。 2 人づきあいのアンケートの実施と学級経営、生徒の個別理解への活用。	1 スクール・カウンセリングの実施 10回(40時間相当)実施 2 セラプラス(人づきあいのアンケート)の実施 対 象 第1,第2学年 実施期日 令和5年6月7日 学年・担任が分析を行い、生徒理解に活用	継続	(10)

恵庭南高等学校

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
教育相談	スクールカウンセラーによるカウンセリングや心のライブ事業、教育相談・健康相談の実施	【全日制】 スクールカウンセラーによるカウンセリング ①通常カウンセリング(4時間)9回 延53名(生徒、保護者) ②1・2学年 アセス実施 ③心の相談委員会6回 該当生徒3名 ④心のライブ事業 2時間 1学年実施  【定時制】 ①全生徒を対象に年3回教育相談を実施 ②1年生を対象に養護教諭による健康相談を実施	継続	(10)

北海道文教大学附属高等学校

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
各種講話等	各種講話やいじめ等のアンケートの実施	・各種講話やアンケートの実施(保健調査やいじめ等)を行っている。	継続	(10)

北海道文教大学

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
学生相談室	学園生活を送るにあたっての様々な悩みの相談にあたる(予約制)。相談内容は、健康、勉強、進路、家族問題、人間関係など制限はない。学科教員を通しての相談、教員同席の相談なども可。	開設日数:80日 利用者数:実人数 29人(保証人2人、職員1人含む) 延人数 82人(保証人2人含む) うち 職員 10人 新規利用者数 24人 教員、事務職員等との調整 12回 電話での相談 1回(保証人同席) 「自殺に関する案件」なし 「メンタル講演会」 ～今日的青年期の心理的傾向と包括的アプローチ～ 本学 石垣教授 参加人数 教職員 44人	継続	(10)

北海道ハイテクノロジー専門学校

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
学生相談室	学園生活を送るにあたっての様々な悩みの相談にあたる(予約制)。相談内容は、健康、勉強、進路、家族問題、人間関係など制限はない。学科教員を通しての相談、教員同席の相談なども可。	学生相談室利用の敷居を下げることを目的とし全学科オリエンテーション内にカウンセラーによる相談室紹介の時間を設けた。心の病だけではなく、気軽な相談でも多くの学生が利用していることをアピールしてもらうことで気軽に利用してもらえる環境を整えた。	継続	(10)
学生サービスセンター	学費の納入方法(分納など)の相談、奨学金などの斡旋を行う。	学費問題については個別対応をすすめている。状況をヒアリングし対策案を提示している。状況により3年間の納入計画も一緒に作成したりもしている。全く資金のないご家庭⇒高校と連携し、給付型と貸与型の奨学金を最大限利用できるようなし入学につなげることができたケースもあった。	継続	(10)
キャリアセンター	就職後、定期的な離職調査を行い、離職原因の把握、就職時のミスマッチ防止など、学生指導に反映させている。	離職調査を行い1年以内の離職者にはその理由を聴取し今後の就職支援に役立てていく。その他、就職分野の広いIT系では一人ひとりの希望を聴取しアドバイスをしながら支援を行っている。	継続	(10)

恵庭市医師会

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
医療と保健分野との連携	精神疾患による医療受診希望者と医療機関の調整や、退院後の生活支援に必要な調整など、連携を行います。	報告なし	継続	(5)
自殺未遂者・自殺者発生時の関係機関との連携	自殺未遂者に対応関係機関との連携を行い、相談支援体制の構築を目指し、再度の自殺企図を防止します。自殺者を把握した場合、関係機関との連携を行い、遺族への相談体制の構築などを推進します。	報告なし	継続	(7) (8)

島松病院

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
医療と保健分野との連携	精神疾患による医療受診希望者と医療機関の調整や、退院後の生活支援に必要な調整など、連携を行います。	自殺対策に関わらず、必要に応じて関係機関と連携している。	継続	(5)
自殺未遂者・自殺者発生時の関係機関との連携	自殺未遂者に対応関係機関との連携を行い、相談支援体制の構築を目指し、再度の自殺企図を防止します。自殺者を把握した場合、関係機関との連携を行い、遺族への相談体制の構築などを推進します。	自殺対策に関わらず、必要に応じて関係機関と連携している。	継続	(7) (8)

本田記念病院

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
医療と保健分野との連携	精神疾患による医療受診希望者と医療機関の調整や、退院後の生活支援に必要な調整など、連携を行います。	報告なし	継続	(5)
自殺未遂者・自殺者発生時の関係機関との連携	自殺未遂者に対応関係機関との連携を行い、相談支援体制の構築を目指し、再度の自殺企図を防止します。自殺者を把握した場合、関係機関との連携を行い、遺族への相談体制の構築などを推進します。	診察時、希死念慮が確認された場合、外来であれば「絶対に死なないこと」を約束した上で、帰ってもらうこととしている。希死念慮が強く、医師が行動化リスクが高い判断した場合、入院治療を薦めている。	継続	(7) (8)

恵庭市民生委員児童委員連絡協議会

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
民生委員による心配ごと相談	福祉会館・島松市民センター・恵み野会館などを会場にご近所とのトラブルや家庭内の身近な悩み事の相談を受け付ける。	心配ごと相談 2件	継続	(6)

恵庭市社会福祉協議会

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
生活困窮者自立相談支援事業	就労支援やその他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う	<p>恵庭市より生活困窮者自立支事業を受託し自立相談支援機関として、経済的に困窮された方等を対象に、住居確保給付金による住居の確保、生活福祉資金貸付事業(道社協受託事業)の各種資金の貸付等生活困窮者の状況に応じた支援プランを作成し自立と生活の安定を図るための支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援 9件</li> <li>・福祉資金 0件</li> <li>・緊急小口資金 1件</li> <li>・生活資金 7件</li> <li>・住宅確保給付金 2件</li> <li>・教育支援資金 4件</li> <li>・総合支援資金 1件</li> <li>・緊急食糧支援 0件</li> </ul> <p>相談件数 783件(延べ)</p>	継続	(6)
ふれあいサロン事業	高齢者や障がい者を含めた市民が集まり、健康づくりやおしゃべりなどのふれあいの場を運営する団体に対して、活動費の一部を助成します。	<p>地域で気軽に集う場「ふれあいサロン」事業を実施し、サロン団体の運営を支援しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録団体数 62団体</li> <li>・総実施回数 2,537回</li> <li>・参加人数 35,652名</li> </ul>	継続	(4) (6)
ボランティアセンター	ボランティア希望者の登録と手助けを希望する人の相談を受け、両者の調整を行います。	<p>ボランティアを募集し、研修会等によりボランティアの養成を図るとともに、情報提供や活動費の一部についても支援しました。また、ボランティアに関する相談、ボランティアニーズの需給調整を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人ボランティア 120名</li> <li>・団体ボランティア 44団体</li> <li>・福祉施設での活動 192回/延195人</li> <li>・在宅高齢者等への活動 12回/延17人</li> <li>・行事・イベント等 43回/延270人</li> </ul>	継続	(6)
高齢者のボランティア活動推進	高齢者の経験などを地域活動に活かすため、ボランティアの養成や介護支援ボランティアポイント事業を推進します。	<p>高齢者の社会参加及び生きがいづくりを目的に、高齢者支援施設等で行ったボランティア活動に対しポイントを付与し、ボランティア活動の活性化を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設集計 <ul style="list-style-type: none"> <li>活動人数:86名</li> <li>活動日数:2,464日</li> <li>活動時間:6,404時間11分</li> <li>ポイント:4,877ポイント</li> </ul> </li> <li>・サロン集計 <ul style="list-style-type: none"> <li>活動人数:148名</li> <li>活動日数:5,348日</li> <li>活動時間:11,914時間40分</li> <li>ポイント:10,656ポイント</li> </ul> </li> <li>・登録者 274名</li> <li>・指定施設:89カ所</li> <li>・活動施設等:42施設(サロン含む)</li> </ul>	継続	(6)
民生委員による心配事相談(恵庭市社会福祉協議会の取り組み)	民生委員児童委員による地域の相談・支援などの実施する。	・心配ごと相談 2件	継続	(6)

### 恵庭商工会議所

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
働く人のメンタルヘルス相談窓口の紹介	相談内容に合わせた関係機関へ繋ぐ相談窓口の周知	報告なし	継続	(6) (11)
会員企業向け健康診断の実施	会員企業の健康診断を会議所で取りまとめて実施。	令和5年は95企業682名の方が受診した。	継続	(4) (11)
健康経営の普及啓発	会員企業への啓発普及活動	当所でも2018年より健康経営優良法人の認定を受け、会員企業に対しても啓発普及活動を行っています。	継続	(4) (11)

### 千歳公共職業安定所

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
こころの相談	就職に関する不安やストレスについて、専門相談員がカウンセリングを実施します。	専門相談員による支援時状況 ・実施件数 177件 ・就職件数 31件	継続	(5)
就労に関する情報提供	就労に関する相談窓口の情報を提供します。	求職活動中における将来への不安など、様々なストレス要因でストレス過多となっている求職者の就職活動をサポートするため、適宜「こころの相談コーナー」を活用しています。相談過程で心身への悪影響が顕著にみられる方に対しては専門機関へのリファーを行っています。	継続	(6) (10)

### 恵庭工業クラブ

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
会員交流等親睦事業	会員企業同士の親睦を目的に家族イベント、工場見学会、新年交礼会、ボウリング大会を実施。	・家族イベント、工場見学会、新年交礼会、ボウリング大会などを実施した。	継続	(11)
自殺対策に関する周知	恵庭工業クラブや、テクノパーク友交会の会員に自殺対策に関連する情報を周知する。	・テクノパーク友交会(60社)にこころの健康づくり講演会、こころの相談カードとまもろうよこころのリーフレットを周知した。	継続	(2)

恵庭市地域包括支援センター

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
総合相談支援業務	・地域の高齢者などに関する様々な相談に対し、適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度（介護保険など）の利用につなげるなどの支援を行う。（初期段階の相談対応、継続的・専門的な相談支援、実態把握） ・地域の活動（老人クラブやサロン）へ出向き出前講座を実施、地域の情報を収集する。 ・地域の社会資源の把握、地域診断などの実施。	高齢者のみならず、関りのある幅広い年齢からも広く相談をうける事業であるため、情報把握を意識しながら業務にあたった。特に地域に出向く際には、潜在的な対象者がいる可能性が高いと考えており、相談を受ける体制を取った。 また、地域資源の把握などについては、外部からの情報提供や、対応時に必要となる連携を想定して実施した。	継続	(6)
権利擁護業務	・高齢者虐待の対応。（地域の高齢者虐待通報窓口、対応機関として行政と連携・協働、虐待防止に向けた普及啓発活動） ・支援拒否事例、困難事例への対応、地域ケア会議の活用。 ・消費者被害の防止啓発。（関連機関との連携・協働） ・成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用、促進。（成年後見センターと連携）	高齢者虐待や支援拒否事例、困難ケース発生時には、本人や養護者、その他家族等を対象とし、自殺のリスク低下の視点を持って対応を行った。 また、消費者被害の防止・啓発や成年後見制度利用の際に関係機関と連携する際には、必要時の協力体制構築を念頭において実施した。	継続	(6)
家族介護者交流事業	・在宅で高齢者を介護している家族などを対象に、家族介護継続支援事業（家族介護者交流会）を企画、運営。 ・市の介護教室開催における協働。	事業を通して、介護負担の軽減やリフレッシュを目的とし、介護負担による自殺リスクの低下に取り組んだ。	継続	(6)
生活支援コーディネーター業務(第2層生活支援コーディネーター業務)	高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築する。 例) 地域の高齢者のニーズや地域資源の把握、問題提起、資源開発、担い手の養成、ニーズとサービスのマッチングなど	社会全体で見守り体制を構築できるよう資源開発を継続。出前講座の開催による地域との連携や、ささ恵あいマップの更新、移動販売車に同行して生活困りごとの調査も実施。また、民生委員の定例会では、本人や家族、地域から広く情報を得られるよう連携の強化を行った。 多世代連携による自殺対策を推進するため、高齢者と若年層の連携、地域支え合いの重要性の啓発にも目的とし、コミスクカフェなどの事業へも参加した。	継続	(6)

恵庭市障がい者総合相談支援センター

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
相談支援事業	・一般相談支援 ・電話による休日及び夜間の障がい者相談を行う。 ・障がい者の住居入居支援を行う。 ・障がい者の就労相談・就労支援を行う。	不安感等から死にたい気持ちになるとの訴えや、自殺をほのめかす言葉や行動、自傷行為、自殺未遂への対処方法等の対応。 ①回数:適宜 ②人数:5名 ③対象:精神、知的、発達 ④内容・対応:死にたい気持ちや自傷行為等の根底にある悩みや不安などの解消や関係機関との情報共有等の連携。 ⑤方法:主に電話等による。	継続	(6)

千歳警察署

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
自殺企図者取り扱い時の保健所通報	警察活動により自殺企図者を取り扱った際には、同人のその後の自殺を防ぐため「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条および47条」に基づき、保健所に対する通報を実施する。	【23条通報】3件 30代 男 1名 30代 女 2名 【47条通報】3件 10代 女 1名 20代 男 1名 50代 男 1名	継続	(7)
行方不明者(自殺企図)受理時の発見活動	行方不明事案のうち、自殺のおそれの高い行方不明者を迅速に見出すため各関係機関と連携し、各種発見活動を実施する。	9件受理 9件発見	継続	(6)

恵庭市消防署

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
救急現場での「こころの相談カード」の配布	救急現場で自殺に関連した傷病者や家族等に、こころの相談先について記載したカードを状況に応じて配布する。	令和6年2月に同カードを保健課より受領。救急車に積載して間もないため、配布実績は今のところなし。	継続	(7) (8)

千歳保健所

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
千歳地域自殺予防対策推進会議	自殺に係る現状、課題、各機関における取り組みの共有などを行い、相互の連携、役割の明確化による効果的な対策を検討する。	1回開催(38構成機関中25機関27名の参加)。地域の課題や現状を把握することを目的に各機関の自殺対策取り組み状況について共有した。	継続	(1)
千歳地域自殺予防対策推進会議管内三市情報交換会	自殺対策に係る管内三市の現状や課題を情報交換し、地域特性に合わせた事業を企画し実践できる。	1回開催 3市の情報交換会を千歳地域自殺予防対策推進会議と同日に開催した。	継続	(1)
人材育成	心の不調に気付き、見守り、繋げる人材を育成する。また、受講者の心の健康保持に係る啓発・教育を行なう。依頼により対応する。	依頼はなかったため実績なし	継続	(3)
こころの健康に関する相談	地域住民のメンタルヘルスの保持増進を図るため、精神保健福祉に関する精神科医師相談、保健師の相談を行う。	○定例相談月1回開催予定としており、うち恵庭市では2回開催し2件の相談を受けた。 ○定例外相談は随時受け付けており、延べ555件の相談を受けた(管内総数)。うち、自殺未遂者支援は延べ39件だった(管内総数)。 ○通報件数 総計60件であり、そのうち23条通報は24件だった(管内総数)。自傷事案は7件であった(管内総数)。	継続	(5)
障害者自立支援対策障害者地域移行体制強化事業医療観察法地域処遇体制強化事業	心神喪失などの状態で重大な他害行為を行った者について、国の責任による手厚い専門的な医療と、退院後の継続的な医療を確保し円滑な社会復帰を促進する。	○地域移行 対象者なしのため実績なし ○医療観察法 対象者1名(恵庭市0名) 個別ケア会議9回、地域連絡協議会や打合せ3回	継続	(5)
医療と保健分野の連携	精神疾患による医療受診希望者と医療機関の調整や、退院後の生活支援に必要な調整など、連携を行います	23条通報・47条情報提供 延べ33件(管内総数)	継続	(5)
精神保健関係機関との連絡会議	退院後等で地域での支援が必要な事例や対応困難事例などについて、必要時ケアカンファレンスを開催、出席する。	○ケースカンファレンス 実3件 延べ4件(管内総数) ○措置入院者の退院後支援計画に係る会議実4件 延べ13件	継続	(1)
ひきこもり家族交流会	ひきこもりの状態にある者及び家族が地域で孤立せずに必要な支援を受けながら安心して生活を送れるために家族の交流会を開催する。	令和6年1月30日 ひきこもり交流会を1回開催した。 講師:北海道ひきこもり成年相談センター 参加:9世帯13名	継続	(6)
女性健康サポートセンター事業	妊娠出産などをはじめとした女性特有の身体的特徴から生じる様々な健康についての相談対応をする。	相談件数 延べ405件 内訳は、精神保健に関することが269件であり半数以上を占める。	継続	(6)
子どもの安全・安心ネットワーク推進事業	児童虐待の未然防止体制を一層強化するため、虐待予防ケアマネジメントシステムなどで早期把握した養育困難家庭などに対し、関係者間の緊密な連携のもと、より有効に支援できるよう、要保護児童対策地域協議会を中心とした見守り機能の強化に向けたネットワークづくりを推進する。	○地域別子どもの安全・安心ネットワーク推進検討会 各市1回計3回 ○地域別企画検討会議 2回(WEB開催) ○地域別子どもの安全・安心ネットワーク推進検討会 1回	継続	(6)
思春期保健対策	思春期保健に関わる者が、望まない妊娠を防ぐことや適齢期出産についてなど健康、妊娠、出産などに関する対策を検討することで、技術向上と連携強化を図り、思春期保健の支援体制整備を図る。	思春期保健相談は実15件 延べ25件	継続	(6)
長期療養児療育指導事業	長期にわたり療養を必要とする児の療育支援を行い、在宅療養生活を支援する。	管内2市の医療的ケア児支援協議会(医療的ケア児等支援のための協議)に自立支援協議会構成員として各2回 計4回参加した。 ○先天性代謝以上検査精密検査対象児への支援 1回 ○石狩地域における配偶者暴力被害者保護のための関係機関連絡会議1回出席	継続	(6)
○精神保健福祉法改正に係る情報交換会	「にも包括」及び改正精神保健福祉法における道と市の役割を確認し、管内の相談体制整備に係る課題と工夫点等を情報共有し地域における精神保健福祉業務を推進する。	1回開催	継続	(1)

保健課

事業名	事業概要	令和5年度 実績	R6 計画	基本 施策
恵庭市自殺対策庁内推進会議	自殺対策について、庁内関係部署の連携と協力により、自殺対策計画に基づく事業の推進および進捗管理を行います	1回	継続	(1)
恵庭市自殺対策ネットワーク会議	自殺対策に関連する代表で構成され、市の自殺対策に対する意見および計画の進捗に関する協議を行います	1回	継続	(1)
こころの健康づくり講演会	自殺対策やこころの健康に対する講演会を開催し、市民の理解を深めます	「働く人のメンタルヘルスと自殺予防」 島松病院 院長 小野澤 淳氏 1回実施 79人参加	継続	(2)
ゲートキーパー養成講座	心の不調に気づき、見守り、繋げる人材を育成する。また、受講者の心の健康保持に係る啓発・教育を行う。	「自殺予防とメンタルヘルス」本田記念病院 副院長 医師 池本真美 氏 「ゲートキーパーの役割と話の聴き方」かうんせりんぐるうむかかし 臨床心理士 河岸由里子氏 1回実施 56人参加	継続	(3) (10)
出前講座	母子保健・成人期・高齢期の健康づくり・こころの健康・ゲートキーパーの役割などについて、12のメニューの出前講座を実施する	20回 388人	継続	(2) (3) (11)
相談窓口などの情報を掲載したパンフレットの作成	こころの健康やひきこもりなどの相談先を掲載したパンフレットを作成します	「こころの相談カード」を作成し、配布した。(新規) こころの健康やひきこもり相談先のパンフレットを設置	継続	(2) (6)
パンフレットの配布	健康教育事業や各種イベントにおいて、パンフレットを配布します	相談窓口パンフレットやパネル展(毎年9月3月)にて周知	継続	(2) (6)
自殺防止および相談電話の情報周知	いのちの電話など自殺防止関連の取組について周知を行います	相談窓口パンフレットやパネル展(毎年9月3月)にて周知	継続	(2)
様々な施設を利用したパネル展	自殺予防に関するパネル展を地区会館などを会場として実施します	9月の自殺予防週間にポスターをえにあすにて掲示。3月の自殺対策強化月間は、10か所(図書館本館、恵庭駅空中歩廊、恵み野駅、えにあす、公共施設等)でポスター展を実施。延べ373日実施。	継続	(2)
自助グループの情報提供	道が運営する「自死遺族の会」などの情報を提供します	相談パンフレットの設置	継続	(8)
ひきこもり相談窓口	ひきこもりに関する相談を実施し適切な支援を提供する。	実 11件 延 25件	継続	(10)
過労死等防止啓発月間の周知	11月の過労死等防止月間に合わせて、過労死やハラスメントの予防の推進に向けた取組を周知します	厚労省リーフレットを恵庭商工会議所会員企業の約1,050社へ配布。 (保健課より直接依頼)	継続	(11)
健康相談	健康づくりやこころの健康づくりなど健康相談を実施する。 精神保健福祉に関する不安や悩みなどの軽減や専門機関への紹介など、電話・来所・訪問により適切な支援を提供する。	・電話・来所相談 延 1,550件 ・精神保健相談 実76件、延292件	継続	(5) (6)
精神保健関連の研修参加	精神相談に関わる保健師などが研修会に参加することで、相談への対応力を高めます	自殺未遂者支援に関するweb研修に参加	継続	(3)



## 4. 令和6年度 事業計画

事業名	予定・内容
(1) 恵庭市自殺対策庁内推進会議	開催日:令和6年8月5日(月) ※年2~3回を予定
(2) 恵庭市自殺対策ネットワーク会議	開催日:令和6年8月8日(木) ※年2~3回を予定
(3) 普及啓発	
①自殺予防週間と自殺対策強化月間における啓発パネル展示	自殺予防週間 日程:令和6年9月4日~17日 場所:えにあす 自殺対策強化月間 日程:令和7年3月11日~23日 場所:恵庭市立図書館本館 展示内容:ゲートキーパー、相談先等の周知 ポスター掲示:市内 JR 駅、図書館、えにあす、公共施設等
②こころの健康づくり講演会	日時:11月14日(木) 会場:えにあす2階会議室8 対象:市民、学校関係職員、相談支援等の関係職員 内容:「子どものメンタルヘルスとゲーム・ネット・スマホ依存」 講師 手稻溪仁会病院 精神保健科部長 白坂 知彦 氏
③出前講座	テーマ:「心の健康を保つために」 「ゲートキーパーって知ってますか?」 対象:市民、相談支援等の関係職員 計画:2回42人
④窓口相談やこころの健康などのパンフレットの作成・配布	・こころの健康やひきこもりなどの相談窓口を掲載したリーフレットを市ホームページ掲載と市内各所に設置(市役所、公共施設等) ・こころの健康に関するリーフレットの配布:商工会議所同封サービスの活用や講演会等で配布 ・こころの相談カードの作成・配布:相談窓口を掲載した相談カードを市内各所に設置(市役所、公共施設等)
(4) 人材の確保及び育成	
①ゲートキーパー養成講座	日時:12月~1月で計画中 会場:市民会館 対象:市民、相談支援等の関係職員、市内企業 講師:調整中 内容:自殺予防とメンタルヘルスについて ゲートキーパーの役割と話の聴き方

## 今後に向けての課題

- ① 子どもや若者に向けての取り組み
- ② 高齢者、生活困窮者、働く世代に向けての取り組み
- ③ 次期(令和7年度~)計画策定

## 5. 現行計画の評価と第2次いのち支える自殺対策計画について

## 現行計画の評価

## 1. 数値目標

	策定時	目標値	現状値	参考（国）	参考（道）
年 度	平成27年	令和元年～令和5年	令和5年	令和5年	令和5年
自殺死亡率	18.9	減少傾向	24.22	17.27	19.88
自殺者数	13人	減少傾向	17人	21,657人	1,022人

## 2. 評価指標

<評価の方法と内容>

いのち支える恵庭市自殺対策計画について、4段階とN(下表)に区分し目標ごとに評価しました。目標値、活動の推進体制の評価を基に新たな課題への取り組みについて検討し、第2次いのち支える恵庭市自殺対策計画を策定し関連する事業を推進いたします。

<評価区分>

A(達成)	目標に達成した
B(改善)	目標に達していないが改善傾向にある
C(維持)	変わらない(1%未満の増減)
D(後退)	悪化している
N	評価不能

評価A(目標に達成した)の項目

- 1 恵庭市自殺対策ネットワーク会議の開催
- 2 こころの健康づくり講演会の開催
- 2 こころの健康づくり講演会参加者アンケートで「理解が深まった」と回答した人数70%以上
- 2 様々な施設を利用したパネル展の実施
- 3 ゲートキーパー養成講座の開催
- 3 ゲートキーパー養成講座参加者アンケートで「理解が深まった」と回答した人数70%以上
- 4 こころの健康相談実施数
- 6 市内民間企業従業員数
- 7 関係機関の連絡会議の開催
- 8 関係機関の連絡会議の開催
- 9 関係機関・団体との協働事業実施回数
- 11 勤務問題に関する相談先の周知

評価B(目標に達していないが改善傾向にある)の項目

該当項目なし

評価C(変わらない)の項目

- 6 生活保護受給者割合

評価D(悪化している)の項目

- 4 睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少
- 4 気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じているものの割合の減少

評価N(評価不能)の項目

- 10 恵庭市生徒指導協議会の開催回数

<評価指標>

	基本施策	評価項目	策定時 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)	現状値 (令和 5 年度)	評価	参考	
							国	道
1	地域における自殺対策の取組体制を強化する	恵庭市自殺対策ネットワーク会議の開催	平成 30 年度 設置	1 回以上開催/年	1 回開催/年	A	—	—
2	市民一人ひとりの気づきと見守りを促す	こころの健康づくり講演会の開催	1 回/年 (平成 29 年度)	1 回以上開催/年	1 回開催/年	A	—	—
		様々な施設を利用したパネル展の実施	4カ所 延41日間 (平成 29 年度)	4カ所以上 延50日間以上	延べ 10カ所 延べ 373 日	A	—	—
3	自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る	ゲートキーパー養成講座の開催	未実施 (平成 29 年度)	1 回以上開催/年	1 回開催/年	A	—	—
				参加者アンケートで「理解が深まった」と回答した割合 70%以上	100%	A	—	—
4	心の健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりを推進する	睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少	<20~64歳> 男性 21.2% 女性 22.3% <65 歳以上> 男性 5.9% 女性 12.8% (平成 28 年度)	減少傾向	<20~64歳> 男性 24.7% 女性 29.0% <65 歳以上> 男性 20.2% 女性 12.9% <全体>23.8%	D D D C D	21.7% (平成 30 年度)	27.1% (令和 4 年度)
		気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じているものの割合の減少	4.7% (平成 28 年度)	現状維持	10.6%	D	9.2%	—
5	適切な精神保健医療福祉サービスの利用を支援する	こころの健康相談実施数	延 242 件 (平成 29 年度)	増加傾向	延 292 件	A	—	—
6	社会全体の自殺リスクを低下させる	生活保護受給者割合(生活保護率)	14.1% (千分率) (平成 29 年度)	減少傾向	14.2% (千分率)	C	16.2% (令和 4 年度)	29.4% (令和 4 年度)
		市内民間企業従業員数	経済センサス基礎調査 21,530 人 (平成 26 年)	増加傾向	経済センサス基礎調査 23,164 人 (令和 3 年)	A	57,949,915 (令和 3 年)	2,165,390 (令和 3 年)
7	自殺未遂者の再度の自殺企図を防止する	関係機関の連絡会議の開催	—	1 回以上/年	1 回開催/年	A	—	—
8	遺された人への支援を強化する	関係機関の連絡会議の開催	—	1 回以上/年	1 回開催/年	A	—	—
9	民間団体との連携を強化する	関係機関・団体との協働事業実施回数	—	1 回以上/年	1 回/年	A	—	—
10	子ども・若者の自殺対策を推進する	恵庭市生徒指導協議会の開催回数	10回	現状維持	8 回 ※働き方改革で回数減	N	—	—
11	勤務問題による自殺対策を推進する	勤務問題に関する相談先の周知	—	1 回以上/年	2 回/年	A	—	—

## 第2次いのち支える恵庭市自殺対策計画の策定について

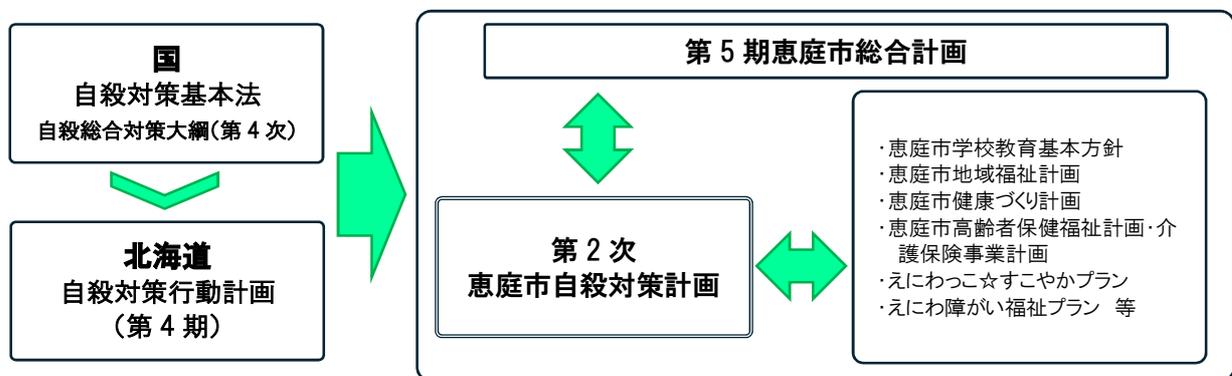
### 1. 計画策定の背景と目的

国が策定する「自殺総合対策大綱」の趣旨に沿い、令和元年度より「いのち支える 恵庭市自殺対策計画」を策定し、効果的な自殺対策の推進に取り組んできました。

この度、本計画の終期を迎え、現行計画の評価及び「第4次自殺総合対策大綱」で更なる強化とされた「子ども若者」や「女性」に対する新たな課題を踏まえ、「第2次いのち支える恵庭市自殺対策計画」を策定します。

### 2. 計画の位置づけ

「いのち支える 恵庭市自殺対策計画」は、自殺対策基本法第13条第2項の規定により、恵庭市における実情を勘案して定める自殺対策の計画です。国が定める「自殺総合対策大綱」および北海道が定める「第4期北海道自殺対策行動計画」の趣旨を踏まえて策定するものです。



### 3. 計画の推進

本計画は、恵庭市総合計画、恵庭市健康づくり計画など他の関連する計画や地域自殺実態プロフィールなどの自殺に係る各種データとの整合性を図りながら推進します。

### 4. 計画の期間

計画期間は、国の計画期間等を考慮し、令和7年度から令和15年度までの9年間とします。

### 5. 計画策定のスケジュール

令和5年 9月	健康づくり・食育に関するアンケート調査(実施済)
令和6年 6月	厚生消防常任委員会報告
令和6年 8月	第1回恵庭市自殺対策庁内推進会議にて計画策定について説明 第1回恵庭市自殺対策ネットワーク会議にて計画策定について説明
令和6年11月	第2回恵庭市自殺対策庁内推進会議にて素案提示 第2回恵庭市自殺対策ネットワーク会議にて素案提示
令和6年12月	厚生消防常任委員会報告(素案提出)
令和7年 1月	パブリックコメントの実施
令和7年 2月	第3回恵庭市自殺対策庁内推進会議にて成案審議及び承認 第3回恵庭市自殺対策ネットワーク会議にて成案審議及び承認
令和7年 3月	厚生消防常任委員会報告

# 「自殺総合対策大綱」のポイント

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。(平成18年:32,155人-令和元年:20,169人)
- 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づける。

## 1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ **子どもの自殺危機に対応していくチーム**として学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「**こども家庭庁**」と連携し、**子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備**。

## 2 女性に対する支援の強化

- ▶ **妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化**。

## 3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ **地域の関係者のネットワーク構築**や支援に必要な情報共有のための**プラットフォームづくり**の支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

## 4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進**。
- ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が**一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化**。

- 孤独・孤立対策等との連携 ■ 自殺者や親族等の名誉等 ■ ゲートキーパー普及※ ■ SNS相談体制充実 ■ 精神科医療との連携
- 自殺未遂者支援 ■ 勤務問題 ■ 遺族支援 ■ 性的マイノリティ支援 ■ 誹謗中傷対策 ■ 自殺報道対策 ■ 調査研究 ■ 国際的情報発信など

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。 1

# 「自殺総合対策大綱」の概要

※赤字は旧大綱からの主な変更箇所

### 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- ✓ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進(新)**
  - ・自殺への影響について情報収集・分析
  - ・ICT活用を推進
  - ・女性、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親、フリーランス、児童生徒への影響も踏まえた対策
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

### 第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
  - ・自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持つ旨を明確化
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
  - ・こども家庭庁(令和5年4月に設立予定)、孤独・孤立対策等との連携
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
  - ・地域の支援機関のネットワーク化を推進し必要な情報を共有する地域プラットフォームづくりを支援
6. **自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する(新)**
  - ・自殺者、自殺未遂者、親族等への配慮

### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

- 重点施策の拡充内容については、P.3-4
1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
  2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
  3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
  4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
  5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
  6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
  7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
  8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
  9. 遺された人への支援を充実する
  10. 民間団体との連携を強化する
  11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
  12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
  13. **女性の自殺対策を更に推進する(新)**

### 第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。 ※旧大綱の数値目標を継続(平成27年:18.5 ⇒ 令和8年:13.0以下) ※令和2年:16.4

### 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
  - ・指定調査研究等法人(いのちを支える自殺対策推進センター)が、エビデンスに基づく政策支援、地域が実情に応じて取り組むための人材育成等を推進
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
  - ・地域自殺対策計画の策定・見直し等への支援
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し
  - ・社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う